

平成15年3月25日

総合規制改革会議御中

文 部 科 学 省

平成15年3月20日付け「資料等提出依頼」について（回答）

平成15年3月20日付け「資料等提出依頼」について、下記のとおり、回答いたします。

記

1．について

別紙1のとおり。

2．について

私立学校振興助成法附則第2条の規定により学校法人以外の幼稚園等の個々の設置者への補助金交付は、設置認可を行った都道府県が実施しているため、必要があれば当省から各都道府県に詳細を聴取することとしたい。

3．について

別紙2のとおり。

4．について

憲法第89条の解釈については様々な学説があるところであり、当省は、貴見解の是非について述べる立場にはないが、多くの憲法学者や、最高裁判所による裁判例、国会における内閣法制局答弁、制憲議会における政府答弁のいずれも同説を採っていないものと承知している。

憲法第89条と私学助成との関係について

私立学校については、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法により各種の監督規定が設けられていることから、憲法第89条にいう「公の支配」に属しているものであり、現行の私立学校に対する助成措置は、憲法上問題はないものと理解している。

私立学校に対する各種の監督規定例

- ・設置及び廃止の認可 (学校教育法第4条)
- ・学校閉鎖命令 (学校教育法第13条)
- ・施設、設備、人員配置等についての設置基準 (文部科学省令)
- ・学校法人の収益事業停止命令 (私立学校法第61条)
- ・学校法人解散命令 (私立学校法第62条)
- ・収容定員是正命令 (私立学校振興助成法第12条)
- ・予算変更勧告 (同上)
- ・役員解職勧告 (同上)
- ・学校法人会計基準に基づく会計処理 (私立学校振興助成法第14条)
- ・財務書類の所轄庁への届出 (同上)

(参考) 日本国憲法第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

義務教育無償に関する最高裁判所判例
(義務教育費負担請求：昭和三十九年二月二六日 / 抜粋)

憲法二六条二項後段の「義務教育は、これを無償とする。」という意義は、国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。そして、かく解することは、従来一般に国または公共団体の設置にかかる学校における義務教育には月謝を無料として来た沿革にも合致するものである。また、教育基本法四条二項および学校教育法六条但書において、義務教育については授業料はこれを徴収しない旨規定している所以も、右の憲法の趣旨を確認したものであると解することができる。